

千代田区紀尾井町3-23
株式会社文藝春秋「週刊文春」編集部内
上 杉 隆 様

平成21年3月13日
衆議院議員安倍晋三事務所

公 開 質 問 状

(回答の督促ほか)

1 当事務所から上杉氏宛に3月3日付公開質問状を差し上げ、3月5日正午までの回答を求めました。これに対し、上杉氏に代わって塚文藝春秋「週刊文春」編集部から9日付で「公開質問状にてご指摘のあった部分について、現在、厳密に精査しております。」「回答の目途が立ち次第」連絡をするとの回答がありました。

そして、3月12日まで回答を待っていましたが、上杉氏及び同編集部から何らの回答もないことから再度回答の督促をしたところ、3月13日付で「公開質問状への回答につきましては、精査に時間がかかっております。より正確にお応えすべく、努力しておりますので、いましばらく時間をいただきたく存じます」として「回答の目途が立ち次第」連絡をするとの回答でした。

2 しかし、3月2日付の編集部からの回答書によれば、「上杉隆氏が現実に見て確認した内容をそのまま報じた」記事であり、「安倍洋子氏の声がマイクを通じて会場に流れたのは紛れもない事実」と断定されるなどしていることに照らせば、かかる断定記事を裏づける取材結果はすでにあるはずです。

したがって、「精査に時間がかかる」はずもないことは誰の目にも明らかです。また、質問を受けた今になって長期間調査をしているということは、記事の執筆時には記事の信用性を裏づける資料や根拠がなかったことを自白するのに等しい弁解であると思料します。

そこで、回答期限は3月16日正午とさせていただきます。それまでに「全部」精査ができていないとしても中間報告なりできるはずです。誠意ある対応を求めます。なお、どうしても回答ができないのであれば、直ちに名誉の回復措置についての上杉氏及び貴社の対応方法をご提案ください。

3　そこで、貴誌編集部にお尋ねしますのでご回答ください。

- (1)　3月2日付の回答書によれば、記事掲載時の資料根拠は上杉氏の取材のみであるように窺われるが、記事掲載時に記事内容の真実性を裏づけるそのほかの資料根拠があったのか。あったとすればその内容いかん。
- (2)　記事掲載時に貴誌編集部が上記(1)の資料根拠に照らして記事内容の真実性を確認したことはあるのか。
- (3)　上記(2)の確認をしていた場合、今はいったい何を「精査」する必要があるのか明らかにされたい。
- (4)　記事掲載時に判明していなかった事実で記事掲載後の「精査」した結果新たに判明した事実があれば明らかにされたい。

4　以上に対するすべての回答を3月16日正午までに書面で当事務所担当者宛にされるよう通知します。

以上